

「八島太郎」生誕100年記念事業根占実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、「八島太郎」生誕100年記念事業根占実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、「八島太郎」生誕100年記念事業を実施することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「八島太郎」生誕100年記念事業に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第4条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 「八島太郎」生誕100年記念事業に賛同する者
- (2) 関係機関の構成員・代表
- (3) その他委員長が認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 理事 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 監事 2名
- 2 委員長、理事および監事は、委員の中から互選する。
3 事務局長は、委員長が委員の中から指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

- 2 理事は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
- 3 事務局長は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計その他の会務を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(会議)

第8条 会議は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会 委員全員により構成し、事業実施計画、予算・決算および規約の制定・改廃に関することを協議する。
- (2) 理事会 実行委員会の委任により、事業実施に関することを協議する。

(経費)

第9条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金および負担金
- (2) 寄附金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(会計期間)

第10条 実行委員会の会計期間は、事業開始日に始まり、事業完了日をもって終了する。

(決算)

第11条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、実行委員会に報告しなければならない。

(解散)

第12条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

- 2 実行委員会が解散する際に剰余金または欠損金が生じたときは、会議で協議の上処理する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

付則

- (1) この規約は、平成20年7月1日から施行する。